

第5回 新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会

- 1 開催日時 平成24年3月13日（木）16:00～17:00
- 2 開催場所 市役所3階 応接会議室
- 3 出席者
委員：秦会長、山内副会長、有吉委員、河端委員、坂上委員、佐藤委員、續木委員、平田ヤエ子委員、藤田委員（9名）
事務局：福祉部長・神野、介護福祉課長・曾我部、副課長・村尾
地域包括支援センター 所長・高岸、副所長・高橋
傍聴者：0人
- 4 協議事項 (1) パブリックコメントの結果について
(2) 新居浜市高齢者福祉計画2012・介護保険事業計画（案）について
(3) その他

5 議事録

会長	ただ今から、平成23年度第5回新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会を開催いたします。委員の皆様には、年度末の大変ご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがたく存じております。それでは、議事に入りたいと思いますので、事務局からお願いいたします。
事務局	議事に入ります前に委員の出席状況をご報告いたします。本日の会議は、委員数15名に対し出席委員9名で、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱、第6条の会議の成立条件であります過半数以上の出席をいたしておりますことをご報告申し上げます。
会長	それでは、お手元の議題に沿って進行させていただきます。委員の皆様のご忌憚のないご意見をお聞きしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 まず、議題1「パブリックコメントの結果について」の報告を事務局よりお願いいたします。

事務局	パブリックコメントの結果について報告させていただきます。資料の1をご覧ください。パブリックコメントにつきましては、2月7日から3月7日までの期間、意見の募集を行いました。意見提出はありませんでした。
会長	パブリックコメントの結果については、説明のありましたとおりです。委員の皆様、何かご意見がありますか。
委員	この結果をどういうふうに取り扱いますか。全然関心がないと取るのか、私達は何回か協議をさせていただいてまとめたものが、これでいいということ。パブリックコメントの意見がないのか、担当者の立場からはこれをどう理解されるのですか。
事務局	意見が無かったことについては、やはり寂しい思いはしております。ただ、確かに内容的に分かりにくいのだろうという思いもしております。介護保険の事業所の整備とか施設整備について意見を求めるというよりは、どちらかという、介護保険も含めながら高齢者の生活をどう支えていくのかということについてご意見をいただけたらという思いで、受け止めたかったのですが、なかなかそこを汲んでいただけなかった所もあり、これも含めて、今後この計画ができたとしても、ただこの計画に載っているからとか、載っていないからではなくて、本当に高齢者にとって過ごしやすい環境づくりをどうしていくことが市民の方が喜んでいただけるのかという視点で、まとめながら進めていきたいという考え方です。
委員	もう少し皆さんが関心を持っていただいたら、何人かでも、本当にパラパラとめくって何か言っていただくと、今後の励みにもなるし緊張感にもなります。今まで他のいろいろな計画も全部パブリックコメントを出しても、ほとんど反応がありません。形だけのことにしかになっていない。それはやはり、無いから良いという理解ではいけないと思います。無いのはPRが足らなかったのか、という反省で、できれば閉めていただきたい。
会長	貴重なご意見ありがとうございました。
事務局	その件に関してですが、福祉部内でのパブリックコメント、最近では、地域福祉推進計画というのを、昨年3月に策定いたしました。平成23年4月からの計画でした。それと、今現在、並行的にこの計画と、障害者計画と障害福祉計画というのを行いましたけれども、残念ながら、その2つの計画についても市民からの意見というのはございませんでした。こういったことか

	ら、我々として思うのは、市民意見提出制度パブリックコメント制度そのものを、少しやり方というのを考え直していく時期にきているのかなというのも一つ考えております。
会長	ありがとうございました。今後は大いに期待をして、やり方とか工夫をしていただいて、もう少し何人かは関心を持っていただけるように、皆、老いていく自分たちの問題として取り組んでいただけるような、市民に対する提供というか、お示しをしてご意見があったら効果も出るのではないかと思いますので、この件については、今後どうぞよろしく願いいたします。その他に何かご意見ございませんでしょうか。無いようでございますので、パブリックコメントの結果については、ご了承願いますでしょうか。
会長	ありがとうございました。それでは、結果について事務局の報告どおりご了承願いたいと思います。拍手などでよろしく願いいたします。 次に、議題の2であります「新居浜市高齢者福祉計画 2012・介護保険事業計画（案）について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【資料説明】資料2
会長	ありがとうございました。なかなか分かりづらいかと思ったのですが、委員の皆様方、何か質問やご意見がございませんでしょうか。
委員	高い。
会長	1,235 円上がるということなのですが、パブリックコメントをしても意見が市民から無いということは、どれだけ上がっても文句はあるとは思いますが、新居浜市らしさを出すのだったら、全国あるいは愛媛県内で老人の23.6%くらいから30%だと思えるのですけれども、どの辺りにいるのでしょうか。それから、保険料がこんなに上がるのは、どこもかしこも市町村はそうなのですか。それとも新居浜市がこんなになるのかということを知りたいです。
事務局	保険料につきましては、報道などでもだいぶ出てきたと思うのですけれども、やはり第5期においては、だいたい上がっている。他市によっては、上がっていない市もございます。だから、大まかに全体は保険料の平均額というのは上がってきていると。第4期で4,000円台だったものが今度5,000円に乗って、国の平均的な数字も出ていたように、介護給付費自体が全体的に上がってきていますので、上がってきているという状況はございます。ただ、新

<p>会長</p>	<p>居浜市とよその地域を比べてどうかという状況なのですが、新居浜市の場合は、やはり上がり幅がかなり大きな部類に入っています。主な原因として考えられるのは、当然、高齢化が進んできて高齢者が増えている。そして介護受給者が増えている。高齢者の中の要介護者の比率が上がってきているという状況が、当然ベースとしてあるわけなのですが、ただ、それだけではなくて、今回第4期で施設整備をしたことの影響も出てきている状況です。新居浜市の状況は、どういう状況かといいますと、どちらかという、第3期まで入所の施設が少なかったわけなのですが、これは国の示した参酌標準を愛媛県が超えていたので、県が入所向けの施設を認めなかったという状況で建てられなかった。そういう状況の中で、在宅系サービスの事業所がかなり増え、県下一くらの在宅系のサービス利用状況があったというのが、ベースとしてあります。その状態の中で、入所希望者が多いという状況があり、第4期で新居浜市の人だけが入れる施設だったら作っていいという話がありましたので、地域密着型を作った結果、そちらのサービス費が伸びてきた。そこで、施設に入った人は在宅系のサービスを使わなくなったので、そこが減ればいいのですが、空いたところに新しい人が入ってくるという状況がありまして、在宅系のサービスは減らないどころか、上がっている。そして入所系の施設サービスが新たに加わった。この入所系のサービスは、愛媛県内で当然トップの整備をしまして、全国的にみてもかなり高い整備比率をあげたと思うのです。そういう状況の中で、両方相まってサービス費が伸びてしまった。介護サービス費の20%が第1号被保険者ということで65歳以上の方が保険料として納めていただくという状況があったので、それで計算できたら良かったのですが、今回21%になりました。これは、国平均の中で40から64歳までの方の人数と65歳以上の方の人数を比較しまして、比率が変わってきています。どういう風に変わってきているかといいますと、平成12年に介護保険がスタートした時点では、第1号被保険者は17%でした。40から64歳の方は33%。両方で50%になりますので、その3年後に第1号被保険者は18%になりました。その3年後に19%、その3年後に20%、そして今回21%ということで、毎回1%ずつ伸びている状況です。そういう状況の中で、介護給付費が全国的にも高い市になってしまった為に、被保険者の方にお願せざるを得ない保険料が高くなってしまったという状況です。そういうことで、先日の日経新聞には、四国で一番高いレベルという報道がございました。それ以外の全国的な保険料については、厚労省に確認をしたのですが、まだ集計できていないということで、全国的にどの位置にあるかは分かっておりません。</p> <p>高齢率が上がっていつているのはよく分かりますが、認定調査の際の介護区</p>
-----------	---

事務局	<p>分認定が甘いのではないですか。どこも団塊の人も含めて一緒くらい年寄りはいらと思うのです。新居浜市だけ特別こんなというのは、調査が甘いのではないかと思います。そんな事はないのですか。</p> <p>その件についても、今確認を当然いたしまして、去年国から要支援1から要介護5まで7段階あるわけですけど、介護認定状況について、国が分析したものをみていくと、確かに新居浜市の介護度は、少し高いのではないかという状況が分かりましたので、それ以降、介護認定の担当係で、介護認定の調査に行っていたくケアマネさん、そして、介護認定審査会に関わっていただいている委員さんたちにこの状況を理解していただきながら、やはり全国平均と比べてより重い介護度になるということは、普通ではないのではないかと、ということを理解していただいて、目線というものをちょっと変えていただいて、徐々にではありますが、今現在よりちょっと低めの要介護の方は要支援のほうに、要介護の重い方はちょっと軽い度に少しずつ分布が動き、全国平均に近づいてきているという状況です。そういうこともしながら、これも1つ介護給付の適正化という事業の中でやってきている。それだけではなくて、今回給付費自体が、認定が重いだけではなくて、やはり限度額いっぱいまで使う方が多いような状況が見受けられる部分がございますので、やはり必要なサービスを使っていただくことは当然なのですが、これ以上使う必要もないのに、限度額があるから使おうという思いにならないような方法もしていこうとしていますし、事業者の方にも、そういうことについて適正なサービスの提供というのをやっていただくことを指導していく。あくまで必要なサービスを必要な方に提供していくということをベースにしながら、無駄のないようにしていきたいということで、今取り組みを強めているところでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
副会長	<p>私は、今、認定審査会の委員長をしているので、具体的に言いますと、傾向としましては、他の市と比べて要支援2の方が新居浜市は少ない。要介護4の方とか要介護5の方の間には、そんなに極端に変わってはいない。要支援の方が少ない状況です。ざっと多いのが要介護2の方が他の市の平均に比べて若干多くなっています。それは、審査会で判定しますと明らかで、利用者さんのところに調査に行くと、その調査表に基づいてコンピューターがはじいてきますが、はじいてきた最初の段階で要支援2の方が多いという状況になっています。調査の段階で既になっていますので、認定審査会あくまで書類審査ですので、結局その傾向がそのまま流れてしまっているという形なので、</p>

	<p>調査委員さんも含めまして、現在、是正している段階です。</p> <p>それで、在宅の人は、限度額いっぱいまで使う方がおられるという話なのですが、改定のいろんなところを金額言っただきまして施設が増えたからすごく上がったのかと思ったのですが、そうではなくて、一番大きいのは給付費の増加ということで、やはりデイサービスの方とか具体的にいうとたぶん一番多いサービスだと思うのですが、入所されても減らないということなのですが、やはりこれは基本的な性質としまして、民間業者ということでやっていますので、やはり民間は事業という形で経営を捉えていますと、なかなか減らないのではないかと思うのですが、施設サービスはもちろん枠が決まっていますから、在宅系のサービス、もちろんこれは商業規制みたいなものは全くないわけですが、そういうのは将来何か考えられる傾向はあるのですか。</p>
事務局	<p>デイサービスなのですが、これは今のところ市に指定権限がないので、法律上の指定要件を備えて申請すれば、県は指定せざるを得ないという状況の中で動いています。その状態が続く限りは、事業者さんはどんどん出てきますが、事業所さんも飽和状態になりますと、自分のところの営業としては成り立たなくなるので、その状態になれば、指定申請は出てこないのではないかと思います。ただ、今度の法改正の中で地域密着型のサービスという中の整備については、市で公募をして、その公募によって選定をしていくということが、法整備の中で盛り込まれまして、その目標を並べる中では、例えば、地域に密着型の小規模多機能の整備が進まない状況の中で、デイサービスさんの事業者さんの申請が出てくるようであれば、県のほうに市の意見を出しておけば、一応県から意見を求めてくるような仕組みも少しはできる。ただ、完全に広域型のサービスを抑制するというものではなく、地域密着型の24時間体制とか、とにかく地域での生活を良くしていくための整備を優先しなさいという法整備ですので、それからまた何らかの営業はされていくのではないかと思います。</p>
会長	<p>皆さん、ご意見ありませんでしょうか。</p>
委員	<p>認定調査で、ケアマネジャーさんが、要請で低く出されています。そうすると、再申請を出すと思うのですが、全部は知らないのだけでも、再申請したときに大目に考慮する場合もあるし、逆に再申請を出してドクターとか、あるいは調査の方、ちょっと上乘せて入ってくる場合もあります。行政として、再申請の場合に対して考えはどういうものですか。</p>

事務局	<p>区分申請ということになります、区分変更の申請。それをしてくださいということではないのですが、当然、実際に生活されている方、そしてケアマネさんが見て、現状より軽く出たのではないかというものが出れば、区分変更申請をしていただきたいと思います。それは、調査員が見る視点が若干変わったことで、ひょっとして見落としている部分があるのであれば、そこは区分変更を申請していただくことで、再度、調査することで正しいものになります。要介護度が軽くなったという、ただそれだけで区分申請をされると、これは事務の効率の面からすると非常に煩雑なものになっていくので、それは辞めていただきたいと思います。実情においた介護度というものを再度認識していただいて、それでは大変ではないかというときには、区分変更の申請をしていただきたいと思います。</p>
委員	<p>この金額は大変な上がりようで、これが計画の中へこの数字が入っていたらパブリックコメントが出てきます。こういうことが出たら絶対に文句を言います。今言われることで、認定が甘いとか、それは一生懸命やられているからそういう見方はしたくないのですけれども、さっき言われたようにデイサービスが市も関係なくて、誰でも申請したら認可が下りるようで、45くらい新居浜にデイサービスの事業所があります。だから、それが近くにできると、どうしても皆さん利用をするし、事業所は営利が多いですから、どうしても集めてまわる。それが、さっき出た枠いっぱいという話になります。今回の改正で、やっぱりデイサービスをすごく抑えましたから。6時間を7時間とか。あれがどういう風に出てくるか。下手すると人件費のほうがかさみ過ぎてデイサービスがつぶれるかもしれない。他の市町村よりどうしても高くなるというのは、やはりこれは市民性だと思う。1年くらい前、議会でもどれくらい待機者がいるのかという話で、新居浜は1,000人という話が出て、そのときに人口はそれほど変わらない西条市は300人でした。そこら辺を見ても、やっぱり施設を使うというので、この3カ年計画で自然と増えました。皆さん、すぐ満杯になるくらいそこは使う。あの1,000人は一時的には減るけど、また戻ってくるので、在宅福祉ということで、地域医療とか地域看護とか、そういうことに金をかけていかないと、施設は増やしてもいつまでも追いかけっこで、保険料が上がるだけです。だから、ここに力を入れないと、このままでは本当に新居浜の介護保険は破産してしまうような気がしています。また、改定の要因のところ、(4)介護報酬の改定41円というのがあります。今度、国の介護報酬は全体として0.8%下がりますよね。計画を決定されたあとの話かもしれないんですけど、何かそれは出ないのですか。</p>
事務局	<p>介護報酬としては、結局、人件費の加算分ということがありますので、増額</p>

	<p>になっています。</p>
委員	<p>在宅が1%プラス。施設が0.2%ですか。</p>
事務局	<p>全体で1.2%ということで、ただ41円という額は、1.2%の中に地域区分というものを導入しまして、国家公務員は地域差で手当が付くようなものを国が導入しましたので、その部分が愛媛県は査定ゼロということで、1.2%ではなくて実は0.7%アップということで、全部計算をされたのです。ただ、都市部になると、その地域差分が加算されていくので0.7%ではなくて1.2%ということになります。</p>
委員	<p>金額にはこだわらないのですが、見ていただくためには、私たち高齢者からいろいろ中に入ってお話聞いたら、見ていただくホームの中でのこととか聞こえるのがあまり良くないのです。いじめもありますけど、私たちでは元氣な間は皆さん助け合おうと思って声を掛け合っています。ところが、ひょいと会えなくなるわけです。声を掛けられて電話で「会ってね」と言われて、会ってあげようと思っても忙しくて会えなくて、待っているうちにふっと切れてしまう。どこにいったかと思ったら病院にずっと入院していたけれど、地区の民生委員さんに聞いても、老人会の会長に聞いても全然それから分からない。誰も言ってくれない。人権保護といっても、ちょっとひどすぎるのではないかと。老人会とか地区の民生委員の方くらいには話すべきではないのだろうか。介護については、肉親では看きれないため皆で看ようとしているのに、何か人権保護をかざして、くくられて連れていかれたのだろうか、これしか聞こえてこないのです。誰も言ってくれないと。私も本当に悲しくなっています。なんとかならないものだろうか。認知症になっていても、時に戻ります。そうしたら会えたらなと思って会わしてくれるくらい、どこへ行ったかぐらいちゃんとした人に話していただきたい。それはできないのですか。</p>
会長	<p>プライバシーの問題で難しいと思うのですが、事務局、何かお答えを。</p>
事務局	<p>サービスの事業者さんと地域の方との接点が急に希薄な状況の中で、利用者の方が介護サービスを使い出すと、そちらにどうしても偏ってしまいます。そういうところは、やはり地域包括ケアという考え方の中でいくと、少し偏りすぎていると思います。</p>
委員	<p>民生委員の人が、その高齢者さんのところの民生委員さんに、「民生委員ですけど」と言って民生委員のトップの人が話をしても「分からない」と。こん</p>

	<p>なことってあるのだなと思って。介護保険料はどんどん上がっていくけど、もったいないような気がします。自治会長さんさえ知らず亡くなる方がありますね。会に入っているのに不思議です。本当に私たち老人会としては寂しいものがあります。何か方法はないものか。チラッとでも教えてほしい。本当に身近な人でポッと切れて、肉親だっていろいろありますよね。そのほうが心配です。</p>
<p>会長</p>	<p>高齢で認知症になると、なにかいい知恵はありますか。プライバシーを守らないといけないというのが先にあって、なんでもかんでも隠すとか、言ったらいけないとか、聞いたらいけないとかいう状態にもなっているのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>これは本当に大事なことで、やっぱり地域で情報が共有できないということです。行政サイドとしてはいつも出てきますが、プライバシーの保護条例とかそういうのでデータを出せない。民生委員さんは民生委員さんでデータを持っているのだけど出さない。保健師さんは保健師さんで持っているけど、それが共有できていない。だから地域で、老人会とか自治会とかをやっている方々は、敬老会1つにするにしてもデータは何もないのです。出してくれない。地域で本当に、隣から隣に聞いてやっとデータを集めたりしている。それが実態ですが、それでは本当にいざというときに間に合わないから、要援護者の台帳はきちっとどこかで整理して、それを使う人はルールに従って人権擁護の立場から、使う側がきちっとやればいいけど、出す側であまり出してどこから出たのかとか指摘されるのが辛いものだから出していただけない。これは、やっぱりこれから地域での助け合いをやって、こういうことに金を掛けない為には、やっぱりある程度の情報は出さないと、命とどっちが先だということですよね。特にこれに災害がかかると、両方なかったら助けようがない。たまたま昨日、1周年がきて、それを基にいろんな小さい市町村で要援護者のデータをまとめられているところがいっぱいありますけど、一番データを持っているのは行政さんですから、それをどこまで出すかという検討は必要だと思いますけれども、今まであまりに情報は出してない。それが委員さんの不満としてあると思う。</p>
<p>会長</p>	<p>この意見、いかがですか。事務局として。</p>
<p>事務局</p>	<p>委員さんが言われた内容までの情報を、行政としても整理して持っているわけではございませんので、そこまでになるまでの地域の結び付きというものを深めていただくしかないと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>民生委員も当然、公務員として個人情報を出す出し方によっては罰せられる立場にございます。ただ、委員さんが言われた、個人としての情報を行政としてどこまで出せるかということは、今後考えていく必要があります。</p> <p>今、委員さんがおっしゃっていただいたことを、突き詰めて皆、深く考えていけないといけないと思うのですけれども、一昨日のNHKのニュースで3.11の震災が起きて、それは6年前の高齢者のデータだったので、新居浜市はどうなっているのだろう、10年前なのだろうか去年ののだろうかとか思ったのですが、そこまでは行政は把握はしていないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>最近の調査というと、災害時要援護者の調査ということが一番新しい情報ではないかと思えます。そういう情報は、これは福祉部の担当ではないのですが、議会とも共有しながら災害時の対応を図っていこうということがかかっていると思えます。ただ、この情報につきましても、福祉関連に使えるかということ、元々の調査自体が災害時要援護者、災害時の対応のみですという条件付きの情報提供を依頼しているものもございますので、なかなか福祉部としても持てない状況です。福祉部もそういうものが使えるようになれば、そういうものをいかに使っていくかということは当然考えていけないといけない。地域の結び付きの中で、いかに地域で暮らすかということも当然考えていけないといけない。ということは、当然、新居浜市としても個人情報の条例もありますので、それに基づいて何らかの対応が図れるような検討をしていくということになると思えます。ただ今のところ、委員さんがおっしゃられるように、なかなかがんじがらめのところからうまく抜け出せていないというのが今の実状です。</p>
<p>委員</p>	<p>見守りの仕方は、今はどうなっていますか。私がやっていたときには、電気が付いていたら、夕方声を掛けなくてもいいと。何日かに1回まわっているわけだから、電気が付いていない、おかしいと思ったら絶対声を掛けて呼んでくださいと言われていました。どのように市が教育をしているのか分からないのですが今の方はそんなことはしていません。</p>
<p>事務局</p>	<p>電気が付いたり消えたりということでの安否確認する方法は構わないというふうにしています。ただ、それが自分で直ちにそこで声を掛けるとかいうことまでの指導はしていません。それは、それを放置するとかいうことではなくて、民生委員さんに連絡をしていただくとか、市に連絡をいただくとかいうことです。</p>

委員	私が配食サービスを利用しているのは、声を掛けてもらうことが入っているからです。必ず「おはようございます。」とか「お元気ですか。」とか言っていますよ。だから、こちらも声を掛けます。見守りは、そういうことを言うと、最初自治会長さんから教育を受けました。
事務局	見守りにつきましては、去年1年間いろいろと議論をしていただいた中で、見守り推進委員さんが、あまり過重な負担にならないように、継続できるようにということで、安否確認ができる状態というものを維持しながら、何らかの不安要素があれば連絡をいただくということまでのお願いです。
委員	今は民生委員さんのなり手が居ない。見守りにもなり手がいません。それを、前はできていたからでは、正直人が集まりません。「ここら辺まででいいですよ。お願いします。」というので頼むのがやっとなです。だから、そこら辺をやはり少しでも地域としてこうしないといけないというのを、地域で話し合っ、自分達のことは自分達のことだということで、行政が決めてくれるからやるという話ではないと思う。本当に残念なことだけど実態がそうなのです。
委員	勉強会があるのなら、そういう勉強をしていたら、月に1回でもそれがあつたらあんな死には方はないです。私が言っているのは、会をした時にはそういう話をした方がいいということです。
会長	安否確認とかいろんな状態がそれぞれあると思いますが、新居浜市民として、周りがお隣さんとか向かいさんに優しく見守っている、目が届いているということも含めて、温かい行政、1,235円上がるということは、皆さん、驚いて監視もきつくなってくれたらいいと思うのですが、そのようにお願いします。
委員	先ほど、6,247円は四国1位だといって、自慢にもならないような、いいほうで自慢できたらいと思うのですが、今回、第5期の計画ができましたけど、第6期、第7期に向けて6,247円というようなものを、どう下げていくか具体的に将来像を考えていかないと、計画として平成26年度に施設整備が行われるようにしています。そうではなくて、もっと具体的に今度の第5期の中での、介護予防、重度化予防とか認知症予防の部分がうたわれていますけど、そういうところに新居浜市として、どう独自に取り組んでいるかということを実際に考えていかないと、6,247円というのは、まだまだ7,000円くらいになりそうなのではないかと思いますが、そういうところがあまりここには表わせなかったと思うのですが、今後の課題として考えていかな

事務局	<p>いといけないと思います。</p> <p>ありがとうございます。本当に今、おっしゃられたとおりでと思うのです。ただ、一旦上がった保険料が下がるというのは非常に難しい話なので、いかにこれ以上は上がっていかないようにするかというのは、非常に大事なことだと思います。それについては、当然、介護予防があり、健康教育という面もあるでしょうし、元気なお年寄りにいかに元気を維持していただくかという、それに力を入れていきたい。それをどう進めていくかというのは本当に悩んでいるところですが、やはり各種の団体さんとか高齢者の団体でいくと老人クラブさんとか、そういうところといかに協調し合いながら、そういう健康づくりとか生きがいづくりとか、そしてそういう輪を広げていくかということ、本当に検討して進めていくために、行動を開始していこうと検討しているところです。</p>
会長	<p>ありがとうございました。その他に何かご意見がありませんか。</p>
委員	<p>これ、介護保険料がどんどん上がっていきましても、第1期の2,875円の20%アップと、第5期の6,247円の20%アップというのは、おのずと大きな金額の差額が出てまいります。その時に、今からこれが頂上ですというのがありませんから、3年に1回は確実に上がっていくと思っていないといけないのですが、国民年金をいただいている方に言わせれば、私たちは月6万円しかいただいているのだけど、ほとんど介護保険に持っていかれるというような悲鳴も聞こえてまいります。だから、上げざるを得ないのは私たちよく分かっておりますけれども、もう少し利用者が少なければ、これほどまでに上がっていくペースは早くはないと思うのです。だから、何でもない方も月1回とか利用されております。ですから、その方たちは地域で要支援、要介護に地域で予防的なことができるものであれば、その地域で取り組んでいくという1つの方法もあるのではないかと私たちは考えております。それでないと、保険料がどんどん上がっていけば私にも悲鳴があがります。ですから、その辺りを「しょうがない、3年に1回改定するのだから上げざるを得ない」という市の心の中も分かりますが、もう少し利用者も考えていただいて、支払う側にもなっていただけたらよろしいのではないかと考えております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。今、委員さんより貴重なご意見をいただいたと思うのですが、それらも含めて、皆が元気で長生きするには、いかに予防を大切にということも二重三重に考えていただいて、そして中身も甘いとか、かな</p>

	<p>り聞くのです。お元気な方でも月1回使うとか聞きますけど、全部いいとかいうこともなかなか難しいと思いますけど、そこら辺のご意見も含めて、行政、事務局のほうで大いにご検討願いたいと思います。この他にないようでしたら、よろしいでしょうか。新居浜市高齢者福祉計画2012の介護保険事業計画（案）につきまして、原案通りご承知願いますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。いろいろ貴重なご意見はありましたが、やっぱりそれをいろいろと考えていただいて、具体的にとか、これ以上上がらないようにとか、もうちょっときつく中身を調べてとかいろいろあったのですが、それらも含めて今後、行政にはご検討願いたいと思います。</p> <p>その他、何かありませんか。無いようでございますので、閉会をお願いいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>皆様どうもお疲れ様でした。それでは、予定しておりました議題を全て終了いたしました。委員の皆様には、昨年5月30日の平成23年度第1回会議を開催して依頼、約10か月に渡り、熱心にご協議いただきました。おかげさまで、ほぼ3年間新居浜市が取り組むべき高齢福祉事業、および介護保険事業の方向性を示す計画を予定どおり、今年度中に市長に報告することができますことを心よりお礼申し上げます。ありがとうございました。これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>